

北九州市立病院機構治験・臨床研究審査委員会規程 変更対比表

頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
1	施行	施行：令和3年4月1日 制定：令和2年5月20日	令和3(2021)年6月30日	記載整備
1	(目的) 第1条	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)	指針改訂
1	(目的) 第1条	地方独立行政法人北九州市立病院機構(以下「市立病院機構」という。)	地方独立行政法人北九州市立病院機構(以下「機構」という。)	記載整備
1	(組織) 第3条	委員会は、本部に置き、委員は市立病院機構の病院の病院長が指名し、理事長が任命する者をもって組織する。	委員会は、機構本部に置き、委員は北九州市立医療センターおよび北九州市立八幡病院の院長が指名し、理事長が任命する者をもって組織する。	記載整備
1	(業務) 第4条	・・・並びに臨床研究を実施しようとする市立病院機構の病院(以下「治験等実施医療機関」という。)の病院長から依頼を受けて、審査を行う。	・・・並びに臨床研究を実施しようとする北九州市立医療センターもしくは北九州市立八幡病院(以下「治験等実施医療機関」という。)の院長から依頼を受けて、審査を行う。	記載整備
1	(事務局) 第6条	委員会に関する事務は市立病院機構の病院の事務局管理課の協力を得て、機構本部経営戦略課において処理する。	委員会に関する事務は北九州市立医療センターおよび北九州市立八幡病院の事務局管理課の協力を得て、機構本部経営戦略課において処理する。	記載整備
1	(附則)	1 この規程は、令和2年5月20日から施行する。 2 この規程は、令和2年6月24日から施行する。 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。	1 この規程は、令和2(2020)年5月20日から施行する。 2 この規程は、令和2(2020)年6月24日から施行する。 3 この規程は、令和3(2021)年4月1日から施行する。 4 この規程は、令和3(2021)年6月30日から施行する。	記載整備および追加

上記の他、文書内の数字の全角、半角等を整備した。

修正箇所を_____で示す